

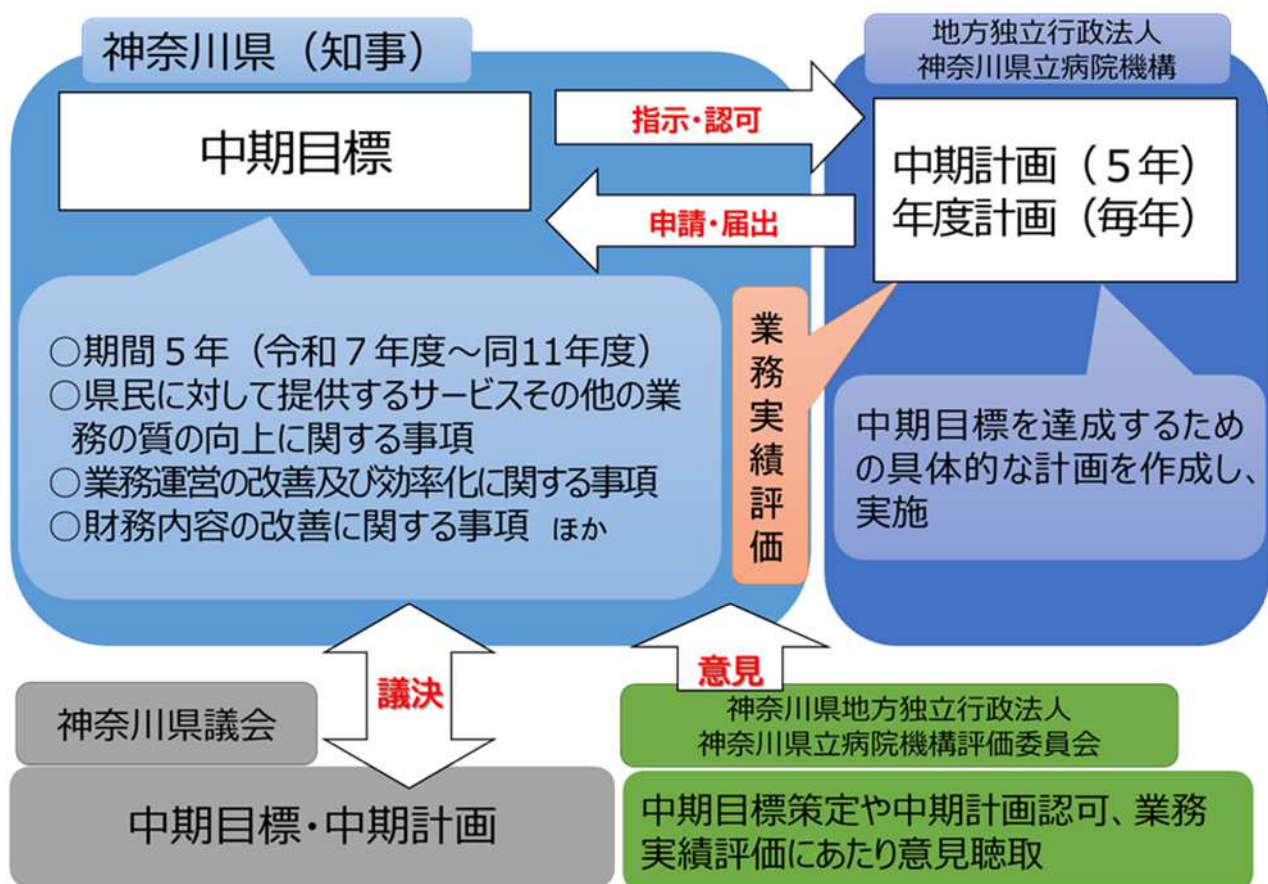
地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標

はじめに（中期目標及び中期計画の概要）

地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人の設立団体の長は、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を「中期目標」として指示します。

一方、地方独立行政法人は中期目標で指示された事項を達成するための「中期計画」を作成するとともに、事業年度ごとに中期計画で定めた事項を実施するための「年度計画」を作成し、これらの計画に基づいて業務を実施することとなっています。中期計画については設立団体の長の認可を受ける必要があり、年度計画については設立団体の長に届け出る必要があります。

なお、中期目標の策定及び変更並びに中期計画の認可に当たっては、地方独立行政法人評価委員会から意見を聴取した上で、議会の議決が必要です。



I 長期ビジョン

1 策定趣旨

県は、これまで、地方独立行政法人法第25条に基づき、5年間の中期目標を策定し、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）に対し指示を行ってきた。

しかしながら、高齢化の進行に伴う複合的医療提供体制の需要拡大や、デジタル社会の本格化、医師の働き方改革による効率的な医療の提供といった、今後の大きな社会変化と医療需要の変化が見込まれる状況下で、病院機構の安定した運営のためには、5年先だけでなく、10年程度先の長期的視点による社会や医療需要の変化を見据えて方向性を定め、計画的に取り組むことが重要である。

そこで、第四期中期目標では、10年程度先の方向性を示す長期ビジョンを策定し、そのうちの前期5年間で具体的にに取り組む事項について中期目標として定める。

2 本県の目指す医療提供体制と求められる県立病院の役割

(1) 本県の目指す医療提供体制

県は、「神奈川のめざすすがた」として、「誰もが元気で生き生きとくらしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けられる神奈川」を掲げ、総合的な保健医療施策を示した「神奈川県保健医療計画」を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心してくらしの重要な基盤となる保健医療提供体制の整備に努めている。

(2) 県立病院の役割

ア これまでの役割

病院機構が設置・運営する病院は、高度・専門医療を取り扱う4病院（こども医療センター・精神医療センター・がんセンター・循環器呼吸器病センター）と県西地域の中核的総合病院である足柄上病院の計5病院となっている。

高度・専門医療を取り扱う4病院については、地域の医療機関では対応が困難な患者への医療を提供する、県内の拠点病院としての役割を果たしてきた。

また、足柄上病院については、県西地域の中核的な総合病院として、地域のニーズを踏まえた総合診療などの医療の提供とともに、地域の医療機関や在宅療養を支援する機関と連携し、地域医療支援病院としての役割を果たしてきた。

イ これからの役割

近年の医科学の進歩、技術革新に伴う社会変化、少子高齢化の進行等の社会状況の変化に適切に対応し、引き続き県民のいのちを守る最後の砦である県立病院としての

役割を担うとともに、医療DX^{※1}を推進し病院間の連携による広域での医療提供、大規模災害・感染症パンデミック^{※2}等におけるフラッグシップ^{※3}機能など、県内の医療機関のフロントランナー^{※4}としての役割も果たす必要がある。

3 県立病院の目指す姿

県立病院の目指す姿としては、「各県立病院がそれぞれの機能を高めるだけでなく、県立病院間の連携を強め、県立病院群としての機能強化を図っていくこと」が求められる。

(1) 県民に信頼される患者の安全確保と経営健全化

県民に信頼される県立病院となるため、患者・家族目線に立った、安全で高度・高質な医療の提供を行うとともに、組織としての統制や透明性を確保する必要がある。

また、経営の健全化に向けては、収益の確保及び費用の節減を進めるとともに、業務運営の改善及び効率化を追求する必要がある。

(2) 多様・複雑な併存疾患等への対応力の確保及びデジタル活用による広域の医療提供

今後、高齢化が進行し、多様・複雑な併存疾患や合併症への対応力が求められることや、また、医師の働き方改革制度の導入などにより更なる医療の効率的な提供が必要となることから、データ連携プラットフォーム^{※5}の構築等の基盤整備を行い、広域での医療提供体制を構築する必要がある。

(3) 大規模災害や感染症パンデミック等におけるフラッグシップ機能の強化

県立病院の役割として、大規模災害や感染症パンデミック等が発生した際に率先して対応し、中心的な役割を果たすとともに、他医療機関では実施困難な医療を提供するといった、フラッグシップ機能を強化し、県民のいのちを守る必要がある。

(4) 専門機能病院と地域医療提供病院それぞれの役割とサービス提供のあり方の検討

人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化や、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、今後、各病院が持続可能な運営をしていくため、10年程度先を見越して、病院機能のあり方について、再編等も視野に入れて検討する必要がある。

※1 医療DX…医療・介護等において発生するデータの標準化等を図り、疾病予防や良質な医療・ケアを受けられるよう、社会や生活の形を変えること。

※2 パンデミック…感染症の世界的大流行。

※3 フラッグシップ…旗艦。また、そのグループの中で、最も重要や優秀なもの。

※4 フロントランナー…先頭を走る人。また、リードしている人。

※5 プラットフォーム…システムやソフトウェアの共通の基盤となる標準環境。

Ⅱ 中期目標

1 策定に当たって

(1) 第三期中期目標期間の評価・課題

新型コロナウイルス感染症については、各病院が神奈川モデル認定医療機関等として、対応に取り組んだ一方、専門病院における感染症対応の困難さが浮き彫りになった。

医療安全については、こども医療センターでの医療事故を契機として、医療安全対策、患者・家族目線の対応及びガバナンス※⁶について多くの課題が外部調査委員会で指摘され、提言が行われたことへの対応を進めていく必要がある。また、こども医療センター及びがんセンターでは、設備からレジオネラ属菌が検出されたことや、こども医療センターで薬剤耐性菌であるCRE（カルバペネム耐性腸内細菌科細菌）の伝播が発生したことを踏まえ、病院機構全体で適切な設備の維持管理や感染対策に取り組む必要がある。

財務内容については、令和4年度までは、コロナ関連補助金等の影響により経常収支は黒字となっていたが、同5年度は当該補助金が大きく減額となったことなどの影響により、総損失が20億円を超える状況となったことから、早急に抜本的な経営改善に取り組む必要がある。

医師の働き方改革については、令和6年4月の施行に向けて取り組んだ一方で、今後、医師確保や効率的かつ適正な働き方を前提とした医療の提供が求められている。

(2) 第四期中期目標の方向性

第三期中期目標期間中の評価と課題を念頭に、「Ⅰ 長期ビジョン」に示した「3 県立病院の目指す姿」を強く意識して、第四期では県民に信頼される病院づくり、病院間連携の強化、医師の働き方改革の推進に取り組む必要がある。

こうした背景のもと、引き続き県の医療政策における役割を着実に果たしつつ、これまで以上に法人の自律性・自主性を発揮して、PDCAサイクル※⁷が適切に機能する効果的な運営を行い、県民の信頼と期待に応える医療を継続して担うことのできる基盤を確立することを強く求めるものであり、以下、第四期中期目標を定める。

2 中期目標の期間

令和7年4月1日から同12年3月31日までの5年間とする。

3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 高度医療の提供

ア 機能の多様化と病院間連携の強化

※⁶ ガバナンス…統治・統制。

※⁷ PDCAサイクル…Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）のサイクルを繰り返すことで業務改善を図る手法。

少子高齢化が進む中で、併存疾患等の対応や多様な医療需要に応えるために、各病院の機能の見直しとともに、医療DXの基盤を整備し、病院機構内の病院間での連携支援など、共同で診療する体制を構築すること。

イ 人材の確保と育成

県立病院の役割である高度・専門医療の提供、地域医療の支援等を確実に行うことができるよう、医療従事者の確保・育成を図ること。

多様な採用方法などにより、質の高い人材の確保に努めること。

各病院の医療従事者について、能力向上に向けた研修を実施するとともに、求められる水準を満たすことができるよう医療従事者へのサポート体制を構築すること。

専攻医や実習生、研修生の積極的な受入れ、地域の医療従事者との相互研さんや研修の実施などを通じて、医療従事者の人材育成に貢献すること。

病院経営に対する高い経営感覚を有した事務職員の確保・育成に計画的に取り組むこと。

ウ 最先端技術の活用と医療機器等の計画的な整備

I C T^{※8}などの最新・最先端の科学技術を効果的に導入・活用し、質の高い医療の提供に努めること。

医療機器等の整備については、費用対効果を勘案して計画的に実施するとともに、医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じて、機動的な対応を行うこと。

エ 臨床研究の推進

医療水準の向上及び医療人材の育成を目的に、中長期的に成果が県民に還元される臨床研究等に取り組むとともに、その成果や情報を積極的かつ分かりやすく発信していくこと。

オ 地域の医療機関等との機能分化・連携強化

地域包括ケアシステム^{※9}及び地域医療構想^{※10}のより一層の推進に向けて、地域の医療機関等との機能分化や連携強化をさらに進めること。

医療と福祉の連携をさらに推進するため、介護・福祉等の関係機関との入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援等を含めた支援の強化を図ること。

(2) 災害・感染症医療提供体制の充実・強化

※8 I C T…Information & Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

※9 地域包括ケアシステム…住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

※10 地域医療構想…将来不足する病床機能の確保及び連携体制の構築や在宅医療の充実、それらを支える人材の確保・養成に向けたその取組の方向性を示すもの。

災害発生時及び感染症まん延時における医療提供体制の構築に当たり、県立病院群としてフラッグシップ機能を備えることができるよう、県と協力しながら検討を進めること。

ア 災害医療の提供

災害発生時には、各病院は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、医療救護活動などの対応を迅速かつ適切に行い、本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

医薬品や食料を備蓄し、建物などの定期的な点検を行うとともに、BCP(事業継続計画)を適宜見直すなど、継続的に医療を提供する体制を整備すること。

県内外の大規模災害発生時に、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣や受援体制の強化など、積極的な準備と取組を行うこと。

イ 感染症医療の提供

感染症の発生予防、まん延防止、適切な治療を行うため、関係機関と連携し、医療提供体制を確保すること。

新興感染症等の発生時には、関係機関と連携し、迅速な対応を図るとともに、積極的な病床確保に努めること。

(3) 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療

ア 患者・家族目線に立った医療の提供

すべての患者の権利及び人格を尊重し、信頼関係の構築に努め、患者・家族、地域から信頼される医療の提供を行うこと。

病院機構本部は、各病院の患者安全・医療事故対応などの標準化及び質の向上を図ること。

業務の質を管理するための具体的な数値目標(QI:Quality Indicator)等を設定し、医療の質を測定、評価及び公表すること。

患者・家族が診療の内容を十分に理解し、納得して治療を受けることができるよう、患者・家族目線に立ったインフォームド・コンセント^{※11}の体制整備を推進すること。

多様な相談に対応するとともに、入院から退院までの一貫した支援をさらに充実すること。

診療内容を標準化し、良質な医療を効率的に提供するため地域医療機関も含めたクリニカルパス^{※12}の作成を進めること。

患者がセカンドオピニオン^{※13}を申し出しやすい環境整備を図るとともに、患者が

※11 インフォームド・コンセント…主治医が患者に対して十分な説明を行い、患者自らの意思決定に基づいた同意を得ること。

※12 クリニカルパス…入退院に必要な検査等の標準的な予定を示す診療スケジュール表。

※13 セカンドオピニオン…主治医の診断や治療方法だけでなく、別の医師から意見を聞き、より良い治療方法を納得の上で自己決定できるようにするためのもの。

セカンドオピニオンを希望する場合には、診療情報の提供等、丁寧かつ適切に対応すること。

外部委員のみで構成される監査委員会を設置し、各病院において患者安全監査を行い、その監査結果について、病院機構全体で共有する場を設けること。

日々の患者安全活動に取り組み、積極的にインシデント^{※14}報告が行える環境を整えること。

各病院において、患者・市民参画（P P I : Patient and Public Involvement）の取組を推進すること。

イ 患者サービスの充実と積極的な情報発信

県民に選ばれる病院となるよう各病院の診療内容等について、県民に分かりやすく情報提供するとともに、ホームページや公開講座などを通じて積極的に情報発信すること。なお、情報提供や情報発信に当たっては、情報バリアフリー^{※15}に配慮すること。

各病院の患者相談窓口について、院内及びホームページ等で分かりやすく明示し、相談しやすい環境を整備すること。

患者・家族のニーズを把握するとともに、意見や要望等については真摯に対応し、その内容については適宜、分析・検討を行うこと。また、業務改善に活用することにより、患者満足度の向上を図ること。

医療事故を含め様々な情報を迅速に公開し、業務運営の透明性を高めること。

ウ 医療安全対策の推進

患者が安全に医療を受けられるよう、患者のいのちと安全を第一に考えるという理念を、全職員に対し医療安全研修を通じて浸透させ、患者安全教育を徹底するとともに、医療安全文化を醸成すること。また、院内感染に係る管理体制を引き続き強化すること。

日常的な事故防止活動を推進するとともに、発生した場合は、当該事例の検証を迅速かつ適切に行い、再発防止に取り組むこと。また、患者・家族には、分かりやすい説明や経過を含む報告等を行い、丁寧に対応すること。

病院機構としての統一的な事故対応マニュアルを策定するとともに、適宜見直すこと。

エ 第三者評価の活用

信頼される病院づくりを進め、内外に発信するため、各病院の取組状況を客観的に評価する制度等の活用に努めること。

※14 インシデント…重大な事件や事故・危機的な状況に発展する可能性やリスクを持つ出来事のこと。

※15 情報バリアフリー…すべての人が必要な情報を適時適切に入手できる状態のこと。

(4) 各病院の主な機能と今後の方向性

各病院の主な機能は以下のとおりとするが、地域包括ケアシステムの推進などを踏まえ、長期的な視点のもと、各病院の機能や地域における役割について、継続的に検討を行うこと。

また、併存疾患等があり、自院での対応が困難な患者について、適切に医療を提供するため、他医療機関との連携等による体制整備に努めること。

ア 足柄上病院

県西地域の特性やニーズに対応した地域の中核的な総合病院として、周辺医療機関との役割分担に応じた医療の提供を行うとともに、地域行政機関との連携を図ること。

再整備に当たっては、引き続き感染症医療、災害医療、回復期医療及び救急医療の機能を維持すること。

イ こども医療センター

県内唯一の小児専門総合病院として、救急医療を含め、小児の高度・専門医療を担うこと。

福祉施設を併設した小児専門総合病院として、障害児入所施設を運営すること。

医療的ケア児への支援、児童虐待対応への支援、こどものこころのケアの取組等の充実を図ること。

成人移行期医療について、県立病院、他の医療機関及び関係機関と連携し、成人期を迎える患者の成長や発達に応じた移行期支援に努めること。

ウ 精神医療センター

一般の精神科では対応困難な専門性の高い精神科医療を地域の医療機関や関係機関と連携し、提供すること。

精神科救急の基幹病院として、精神科救急・急性期医療を担うこと。

精神科病院の災害拠点としての役割を担うこと。

身体合併症への対応の充実を図ること。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{※16}に係る取組を推進すること。

児童思春期の精神疾患に係る対応を行うこと。

隔離・身体的拘束の最小化など、患者の安全と人権に配慮した取組を推進すること。

エ がんセンター

都道府県がん診療連携拠点病院として、また、がんゲノム医療拠点病院として、県内の医療機関と連携し、高度な医療の提供、医療技術の開発及びがん専門医療に係る

^{※16} 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム…精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加などが包括的に確保されたシステム。

研修等、本県のがん医療の質の向上を図るとともに、がん診療の人材を育成すること。

重粒子線治療施設の積極的な活用を図ること。

併存疾患等のある患者や、他の医療機関で受入れが困難ながん患者に対応できる体制を整備すること。

緩和ケアや漢方による支持療法など患者の身体的・精神的負担を軽減する医療を提供すること。

がん患者が安心して、生活の質を維持しながら、住み慣れた地域社会で生活を送れるようアピアランスケア^{※17}・就労支援等の相談体制の充実を図ること。

オ 循環器呼吸器病センター

循環器・呼吸器病の専門病院として、高度・専門医療及び救急医療を提供すること。

結核指定医療機関として、結核医療を提供すること。

併存疾患等のある患者に対応できる体制の充実を図ること。

カ 各病院の病床数

当初目標の病床数は次表のとおりとし、地域の医療状況の変化に応じて適宜、見直すこと。

病院名	病床数 (許可病床数)
足柄上病院	2 9 6
こども医療センター	4 3 0
精神医療センター	3 2 3
がんセンター	4 1 5
循環器呼吸器病センター	2 3 9

(5) 県の施策との連携・協働

県が推進する保健医療施策等の諸施策について、県と連携して取り組むこと。

特に、超高齢社会を乗り越えていくため、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」の2つのアプローチを融合し、新たな社会システムの形成や健康寿命の延伸を目指して県が取り組む「ヘルスケア・ニューフロンティア^{※18}」や「認知症施策」「医療と福祉の連携」などの施策と、積極的に連携していくこと。

県民の医療ニーズの変化等に対応し、モデル事業の実施など、県が行う先駆的な取組への協力に努めること。

※17 アピアランスケア…外見の変化がもたらすがん患者の苦痛を軽減すること。

※18 ヘルスケア・ニューフロンティア…「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していくこと。

県立障害者支援施設等における医師の確保について、県と連携して取り組むこと。
県が推進するSDGs^{※19}や共生社会の実現、脱炭素化の取組などの趣旨を踏まえた運営を行うこと。

4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 適正な業務の確保

ア 内部統制の強化

全職員について、法令はもとより、病院機構が定める理念や基本方針を遵守させ、倫理観を持って、誠実かつ公正に職務を遂行させること。

コンプライアンス^{※20}の推進やリスクマネジメント^{※21}、情報セキュリティの確保等、適正な業務運営を推進し、より一層、内部統制を強化すること。

医療事故を含む重大事項等について、病院から病院機構本部への報告基準、公表基準及び患者・家族との情報共有のあり方等について、整理を行い、明文化するとともに、全職員と共有すること。

法令等に基づく資料の作成に当たっては、内容確認を徹底するなど、適正な事務の管理・執行を行うための体制を確保すること。

イ 重大事項等に係る報告の徹底

医療事故を含む重大事項等が発生した場合の報告基準を明確にするとともに、その基準により病院から病院機構本部、病院機構本部から県へと速やかに報告をすること。また、その後の対応等に係る報告についても、適時適切に行うこと。

ウ 適切な情報の管理

全職員の個人情報保護及び情報セキュリティに対する意識の向上等、個人情報保護や情報セキュリティ対策の充実・強化を図ること。

(2) 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～

医療安全・患者サービスの向上や職員の働き方改革、病院機構全体の連携に寄与し、経営改善にもつながるよう医療DXを推進すること。

限られた資源を最大限に活用できるよう、地方独立行政法人制度の利点を生かし、仕組みや業務の改善に取り組むこと。

PDCAサイクルを効果的に機能させるため、ロジックモデル^{※22}を取り入れるなど、

※19 SDGs…Sustainable Development Goalsの略。持続可能な開発目標のことであり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。

※20 コンプライアンス…「法令遵守」のこと。企業倫理や社会規範などに従い、公正・公平に業務を行うという意味も含まれる。

※21 リスクマネジメント…リスクを組織的に管理し、損失等の回避又は低減を図るプロセス。

※22 ロジックモデル…計画が目標を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの。

適切な指標や目標値を設定し、業務運営に取り組むこと。

(3) 収益の確保及び費用の節減

経営基盤の安定化に向けて、収益の確保と費用の節減に取り組み、自律的な病院経営を目指すこと。

各病院の特性に応じた施設基準等を速やかに取得するとともに、入院及び外来の効率的な運用に努め、収益の確保を図ること。

給与費や材料費等に係る経営指標の活用や、収支見込みの精査と予算執行の進捗管理、適切な経営状況の分析等により、費用の適正化に努めること。

診療報酬請求のさらなる適正化と未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時適切な改定に努めること。

5 財務内容の改善に関する事項

(1) 経営基盤の確立について

「4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで、財務内容の改善を図り、安定した経営基盤の確立に取り組むこと。

また、次の経営目標の達成に努めること。

《経営目標》

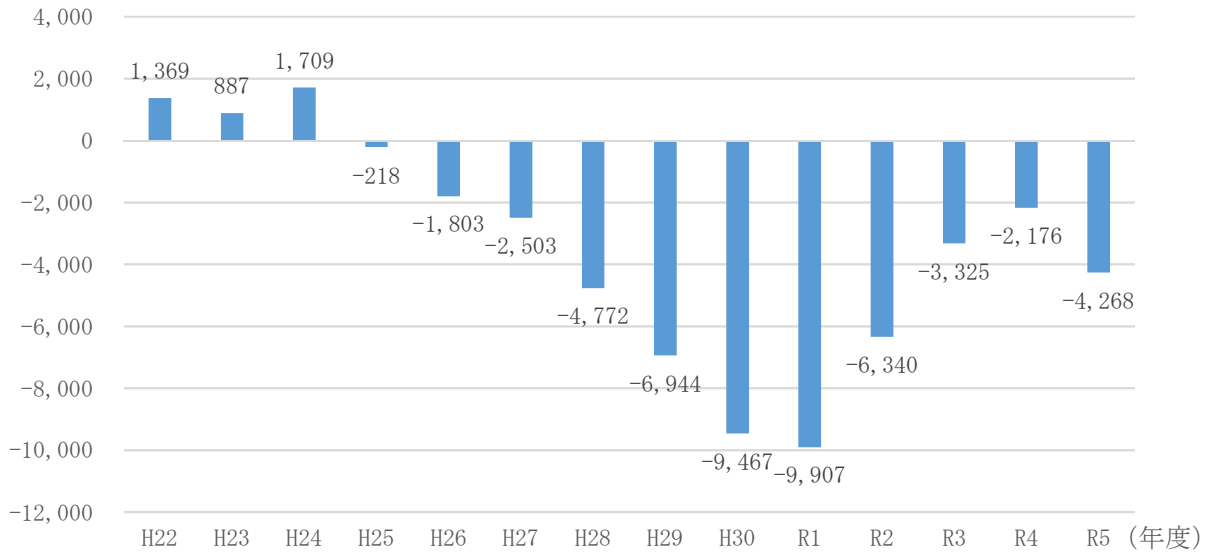
- ・ 経常収支比率を 100%以上
- ・ 修正医業収支比率は第三期を上回る
- ・ 各年度において資金収支の均衡を達成
- ・ 繰越欠損金の縮減

経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益)÷(営業費用＋営業外費用)×100

修正医業収支比率＝(入院収益＋外来収益＋その他医業収益)÷医業費用×100

【参考】繰越利益・欠損金の推移

(単位：百万円)



(2) 運営費負担金等について

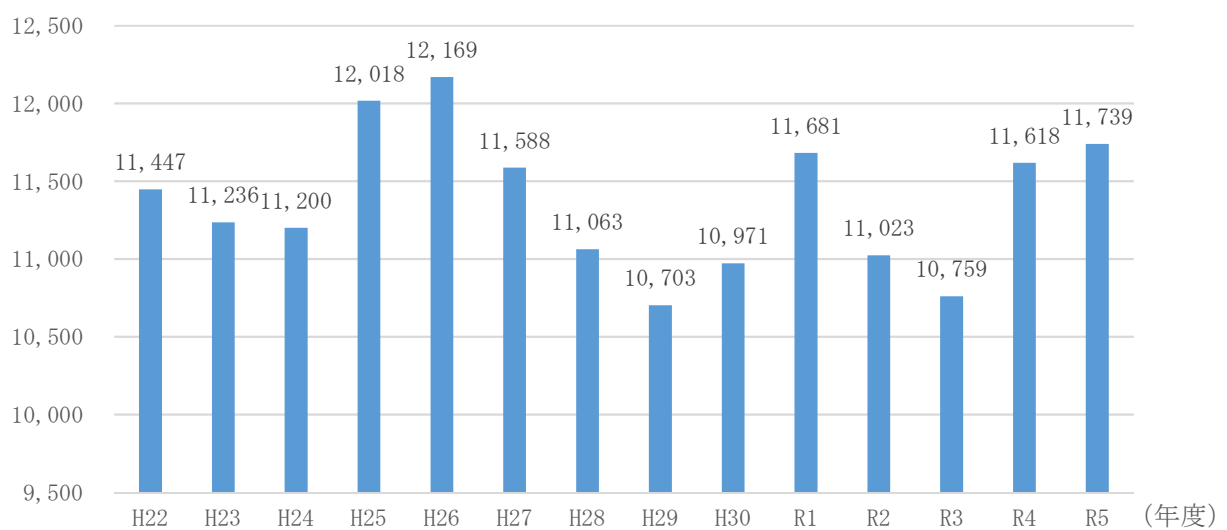
ア 運営費負担金

運営費負担金については、経営状況を考慮しつつ、国が示す基準を参酌して見積もることとするが、経営の健全化を図ることで、運営費負担金の縮減に努めること。

建設改良費及び長期借入金等償還金(元金)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

【参考】運営費負担金の推移

(単位：百万円)



※上記金額は、決算額を示している。

イ 長期借入金

「Ⅰ 長期ビジョン」に示した「3 県立病院の目指す姿」を踏まえた中長期的な投資計画により、長期借入を行うこと。

6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する事項

質の高い医療を効率的に提供するため、給与費等に係る経営指標に留意しつつ、適正な人員配置に努めること。

医師確保に係る県内外の連携協力体制の構築を図ること。

人事・給与制度について、業績や社会情勢などを踏まえつつ、職員の意欲を高めるような制度となるよう検討を行うこと。

職員のやりがいを高め、能力を十分に発揮できるよう、情報の共有化やコミュニケーションの確保を進めるとともに、職員が働きやすい環境の整備や、組織の活性化を図り、職務満足度の向上に努めること。

職員の意識・能力を十分に発揮させ、生産性を向上させるため、職員の能力開発を進めるとともに、タスクシェア^{※23}やタスクシフト^{※24}を含めた職場環境の改善を図り、医師をはじめとした職員の働き方改革の取組をさらに進めること。

病院機構への県職員の派遣については、その解消に向け、プロパー職員^{※25}の人材育成や外部からの登用を検討すること。

(2) 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討

患者・家族が安全で安心して利用できるよう、設備の維持管理の徹底を図ること。

「Ⅰ 長期ビジョン」に示した「3 県立病院の目指す姿」を踏まえた各病院の施設整備・修繕に関する中長期的な計画を検討すること。

(3) 情報の公表・公開について

明確な公表基準を作成し、公表に当たっては、基準に則り、適時適切に行うとともに、積極的な情報の公表に努めること。

財務諸表については、病院機構全体に加え、各病院の損益計算書についても公表すること。

情報公開に当たっては、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）に則り、適切に対応すること。

※23 タスクシェア…従来、ある職種が担っていた業務を他職種と共同化すること。

※24 タスクシフト…従来、ある職種が担っていた業務を他職種に移管すること。

※25 プロパー職員…県からの派遣職員ではなく、神奈川県立病院機構が直接採用した職員。

【参考】長期ビジョン「3 県立病院の目指す姿」と関連する中期目標の項目について

長期ビジョン「3 県立病院の目指す姿」	中期目標
(1) 県民に信頼される患者の安全確保と経営健全化	3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (3) 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療 (5) 県の施策との連携・協働
	4 業務運営の改善及び効率化に関する事項
	5 財務内容の改善に関する事項
	6 その他業務運営に関する重要事項
(2) 多様・複雑な併存疾患等への対応力の確保及びデジタル活用による広域の医療提供	3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 高度医療の提供 (5) 県の施策との連携・協働
(3) 大規模災害や感染症パンデミック等におけるフラッグシップ機能の強化	3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (2) 災害・感染症医療提供体制の充実・強化 (5) 県の施策との連携・協働
(4) 専門機能病院と地域医療提供病院それぞれの役割とサービス提供のあり方の検討	3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (4) 各病院の主な機能と今後の方向性 (5) 県の施策との連携・協働